



### 野焼き禁止の例外

	焼却禁止の例外	例
①	国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
②	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対応または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時における木くずなどの焼却、道路管理のために剪定した枝条などの焼却（廃タイヤ不可）など
③	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	とんどなどの地域の行事における廃材などの焼却など
④	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却	農業者が行う凍霜害防止のための稻わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却（廃ビニールは不可）など
⑤	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材などの焼却など

### 街頭啓発活動を行います

交通安全の啓発のため、チラシやグッズを配ります。

とき 7月12日(火)10時～

ところ 鵜飼橋南詰交差点

### 反射タスキ・靴に貼る反射シールを無料配布します

夕暮れ時や夜間の交通事故防止には、反射材用品の着用が効果的です。

配布する反射材用品 ※1人1つまで。

▷反射タスキ

▷靴に貼るシール



対象 市内に在住している人

配布窓口 市役所総務課・上下支所総務係、府中交通安全協会（府中警察署内）

※住所が確認できるものを提示してください。

# 野焼きは犯罪になります

問い合わせ先

環境整備課 (☎ 43-7237)

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物においては、ぜんそくなど呼吸器系の病気の人にとっては、非常に迷惑となります。できる限り焼却しないで処理するようになります。苦情などがある場合は行政指導をする場合があります。

- ▷ 軽微な焼却とは、煙の量やにおいなどが近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことをいいます。
- ▷ 例外的に焼却する場合であっても、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、できるだけ他人の迷惑とならないように努めてください。

7月11日(月)  
～20日(水)

## 広島県 夏の交通安全運動

毎日の心掛けが、大事です。

□飲酒運転は悪質で危険な行為です。悲惨な事故を防ぐため、飲酒運転をしない・許さない環境を作りましょう。

□夕暮れ時と夜間の交通事故防止のため、反射材を着用しましょう。

□高速道路を走行するときは、車両の走行前点検・整備を行いましょう。

問い合わせ先 市役所総務課 (☎ 43-7211)